

油流出防止にご協力を！



油流出事故を防ぎましょう

油流出事故の主な原因

1 バルブの緩み、締め忘れ

2 重機作業中、重機で配管を破損

3 タンクや配管の腐食・亀裂の発生

油流出防止のソフト対策

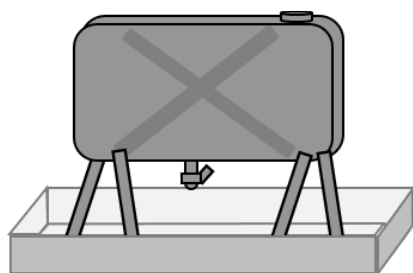
- 注意書きの掲示、チェックリストによる確認・徹底
- 除雪作業や掘削工事の際は、事前に配管の場所を確認
- タンク・配管に腐食・亀裂がないか点検し、こまめに油の消費量もチェック
- 地震等の自然災害に備え、ハザードマップ等による情報収集、BCP（事業継続計画）や対応マニュアルの策定、教育・訓練の実施

油流出防止のハード対策

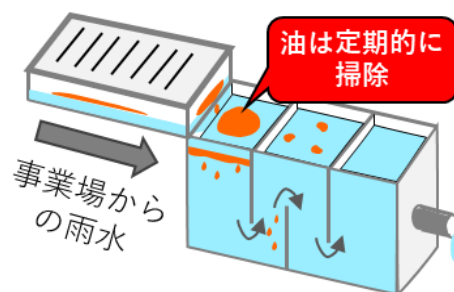
- 地震等に備えた設備の導入



◀ ハード対策の事例はこちら
化学物質管理指針
（経済産業省・環境省）より



防油堤の設置



油水分離槽の設置

流出した油の回収には、多くの人手がかかり、オイルフェンスや油の吸着マットなどを使用します。油を流出させた原因者には回収費用の負担を求められることがあります。
また、農業・漁業、水道等への被害があった場合には、損害賠償を求められることもあります。



万が一、油流出事故を起こした場合は、 応急措置と関係機関への連絡を！



まずは応急措置

漏えいや流出の拡大防止

- ①バルブを閉める、遮断弁を閉じる。
- ②流出する油を囲むように土のうを積む。
- ③関連施設を緊急停止し、油の拡散を防ぐ。

汚染や被害の拡大防止

- ①水路や河川にオイルフェンスを張る。
- ②吸着マットやおがくずで回収する。
古布等で拭き取る。
- ③油で汚れた土壌を取り除く。

※近年、交通事故による車からの油の流出事故が増えています。
可能な場合には、漏れ出した油が側溝や河川に流れ込まないよう応急措置をお願いします。

油処理剤（油分散剤）は使用しないでください

油処理剤（油分散剤）は油を分解するものではありません。

河川等へ流れると、水質汚濁の原因となります。

※緊急時に備え、吸着マットなどをあらかじめ用意し、訓練しておきましょう。



関係機関への連絡

石川県保健福祉センター（金沢市内にあっては金沢市環境政策課）、市町環境担当課 又は
消防本部（消防署）にご連絡下さい。

- ・石川県環境政策課 TEL 076-225-1491 ↓[]は所管区域
 - 〃 南加賀保健福祉センター TEL 0761-22-0795 [小松市,加賀市,能美市,川北町]
 - 〃 石川中央保健福祉センター TEL 076-275-2642 [白山市,かほく市,野々市市,津幡町,内灘町]
 - 〃 能登中部保健福祉センター TEL 0767-53-6893 [七尾市,羽咋市,志賀町,宝達志水町,中能登町]
 - 〃 能登北部保健福祉センター TEL 0768-22-2028 [輪島市,珠洲市,穴水町,能登町]
- ・金沢市環境政策課 TEL 076-220-2508
- ・その他市町環境担当課 TEL _____ ← ご自身の市町の連絡先をご記入下さい
- ・消防本部（消防署） TEL 119 危険物（油類など）

連絡内容

- ①発生・発見の日時・場所（地名、事業所名、流出した河川名など）
- ②事故の内容（原因、油の種類など）
- ③規模（漏えい量など）
- ④被害状況と影響範囲（魚のへい死、河川の下流への流下状況、土壌への浸透など）
- ⑤講じた応急措置の内容

水質事故の対応については、県HPにて公開しております。
工場・事業場に備え付けるなどご活用ください。
※水質汚濁防止法第14条の2に基づく応急の措置、届出も必要です。

